

令和4年度京都府死因究明等推進協議会（第3回）

協議結果の概要

- 1 開催日程 令和5年1月25日（水）午後2時～3時
- 2 開催場所 ホテルルビノ京都堀川3階「朱雀」
- 3 出席者
- ・構成団体出席者 7名
一般社団法人京都府医師会（松村委員）、一般社団法人京都府歯科医師会（丸橋委員）、一般社団法人京都府病院協会（小野委員）京都府立医科大学大学院医学研究科法医学教室（井戸田委員※池谷委員の代理出席）、京都府検察庁（伊藤委員）、京都府警察本部刑事部（井上委員）、京都府健康福祉部（中川委員・会長）
 - ※ 欠席（4名）
一般社団法人京都私立病院協会（富士原委員）、京都府警察医会（勘田委員）、京都大学大学院医学研究科法医学講座（玉木委員）、舞鶴海上保安部（奥川委員）
 - ・その他出席者
京都府立医科大学大学院医学研究科法医学教室（井上助教）
事務局（京都府健康福祉部副部長、医療課長、医療課参事、課長補佐兼係長、職員）

4 協議内容

（1）死因究明等推進状況について [公開案件]

- 死因究明を巡る動向、国の施策等について…事務局から説明【資料1】
- 京都府における死因究明をとりまく現状について…事務局から説明【資料2】
- 本協議会の今後の進め方について…事務局から説明【資料3・4】

<主な意見>

- 各団体におけるこの間の取組状況について（新規、継続等）

（医師会）

- ・ 既往歴照会に対する早期回答に関しては当会でも議論があるが、個人情報提供内容について整理ができていないため、迅速な対応ができない状況
今後、整理をしていくにあたり、法律の専門家等に意見を聞きたい
- ・ 異状死の届出に関しては、今後、孤独死の問題が大きく影響する
- ・ 病院のマンパワー、病院と警察の連携、遺族への承諾等の要因により、死因究明の推進は難しい

（歯科医師会）

- ・ 各警察署に1人警察歯科医が配置されているが、警察からの検案要請が少なく、歯科医の経験が積めていない状況
警察含めた課題として認識し取り組んでいきたい
- ・ 死因究明では身元確認を中心とした活動であるが、歯とカルテのみで判断することは難しく、データベースによる蓄積が必要

（病院協会）

- ・ コロナ感染者の死亡や地域包括ケアの推進による在宅医療の増加等により、死因究明の重要性を再認識している
特に、かかりつけ医のいない方が心配停止等で緊急搬送された場合、十分な病歴が確認できない、検査ができないということになり、死亡診断書や検案書を作成する際に影響する
- ・ 既往歴照会に対する早期回答に関しては、遺族であっても、個人情報の取り扱いが慎重な中、病院管理者としてどのように対応するのか課題である
今後、本協議会等通じて一定の指針を示していただくことを期待する

(府立医科大学大学院)

- ・ コロナ感染者やワクチン接種者の死亡については、事件性がないため解剖に至るケースがなく、死因が解明できていない状況が続いている
死因究明は全国の問題として、公衆衛生向上のために重要視していく必要がある
- ・ 死因究明における個人情報の取り扱いについて、子どもの死亡検証 (Child Death Review) の例では、法律上、行政間で情報共有を行うこととなっているが、自治体の条例等で個人情報の取扱いが定められており、実際には共有できないということがある
今後は、先進的に死因究明に取り組んでいる他の自治体を参考にするなどして、京都府バージョンのガイドライン等を作成していく必要がある

(検察庁)

- ・ 死因究明の重要性について認識している
検察庁として協力できることがあれば行っていきたい

(警察本部)

- ・ 令和4年の死体取扱数は約3,400件であり、現時点で検視官に負荷がかかっている状態
今後増加していく中、円滑に実施していくためには、マンパワーの確保や効率的な既往歴照会等の対策が必要となるので、本協議会においても検討していただきたい

(中川会長)

- ・ 死亡者数の増加にあわせて、事件性はないが、死因は不明確という事案も多くなる
また、異状死の届出は、遺族等から聞き取る情報が正確であるという保障がなかったり医療関連死の場合に判断が難しいなど課題が多い
- 本協議会の今後の進め方について
異議なし

(2) 京都府死因究明拠点整備モデル事業の実施について [非公開案件]

非公開とする理由：京都府情報公開条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当する事項が含まれるため。